

市第 178 号議案 横浜市市民文化会館条例の一部改正について

1 趣旨

横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザについて、公の施設として指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市市民文化会館条例の一部を改正します。

2 施設の概要

	吉野町市民プラザ	岩間市民プラザ
1 所在地	南区吉野町 5-26 (吉野ポンプ場の上部利用施設)	保土ヶ谷区岩間町 1-7-15 (障害者授産所施設等との複合施設)
2 構造・規模等	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 4 階地上 5 階建てのうち、1 階から 5 階部分	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 地下 1 階地上 5 階建てのうち、地下及び 3~4 階部分
3 延床面積	2,760.08 m ²	2,120.93 m ² (市民プラザ専有部分)
4 施設内容	ホール、ギャラリー、スタジオ (3 室)、会議室、楽屋、駐車場	ホール、ギャラリー、スタジオ (4 室)、リハーサル室、レクチャールーム、楽屋 (2 室)、駐車場
5 開館日	平成元年 7 月 15 日	平成 3 年 7 月 27 日

3 条例改正の主な内容

(1) 公の施設への位置づけ

指定管理者制度を導入するため、条例に施設の名称や位置等を明記し、吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザを公の施設に位置づけます。

(2) 市民プラザ指定管理者選定評価委員会の設置

指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務を行う委員会を設置します。

(3) 利用料金の設定

市民プラザに設置されている「ホール」「ギャラリー」「スタジオ」「楽屋」等について、利用料金を設定します。

4 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

※ただし、指定管理者選定評価委員会に関する部分の改正については、平成 27 年 4 月 1 日を施行日とします。

5 今後のスケジュール (予定)

平成 27 年 4 月 指定管理者選定開始

平成 27 年 第 4 回市会定例会 指定管理者の指定議案の上程

平成 28 年 4 月 指定管理者制度による運営の開始